

岐振第972号
平成20年10月10日

介護保険事業所を運営する営利法人代表者様

岐阜県岐阜振興局長

介護保険指定施設・事業所集団指導の実施について（通知）

貴法人におかれましては、日頃から県の福祉行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、国の「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づき、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、平成20年度から平成24年度までの5年間で、営利法人が運営する全ての事業所に対し指導監査を実施することとなりました。

ついては、指導監査を受けることとなる営利法人の運営する介護保険事業所を対象に、下記のとおり集団指導を実施いたしますので、業務ご多忙のこととは存じますがご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、会場準備の都合がございますので、平成20年10月24日までにメール、ファクス又は郵送にて下記送付先まで出席・欠席のご連絡をお願いします。

記

1 対象事業所及び指導日時

	介護サービスの種類	指導日時	備考
第1回	訪問介護・訪問入浴・訪問看護	11月6日（木）10:30～12:00	
第2回	通所介護・短期生活・特定施設	11月6日（木）13:30～15:00	
第3回	福祉用具貸与・福祉用具販売	11月7日（金）10:30～12:00	
第4回	居宅支援・居宅療養	11月7日（金）13:30～15:00	

会場の収容人数に限りがありますので、指定の日時にご出席願います。

2 場所

岐阜県各務原市那加不動丘1-1
岐阜県健康科学センター 1階 「ハイビジョンシアター」

3 対象者

岐阜圏域（岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市、瑞穂市、山県市、岐南町、笠松町及び北方町）に介護保険施設・事業所が所在する営利法人のご担当者

なお、会場の座席数が限られていますので、指定した回につき、1事業所当たり1名までの出席とさせていただきます。

4 その他

このご案内は法人本部等（本部が岐阜県外等の場合は支社等）へ送付させていただきます。事業所単位で送付していませんので、複数事業所をお持ちの法人におかれましては、各事業所への周知をお願いします。

5 留意事項

- ① 当日は県庁ホームページの「ぎふ高齢福祉ポータル」トップページ「介護保険制度（事業者の皆様へ）」から「指導監査等に関する自己点検シート」（11月1日に掲示予定。事業所種別ごとにシートは異なります。）を印刷の上、当日持参願います。
- ② メールで回答いただく場合は、タイトルに「集団指導」と入れてください。
- ③ 当日は別紙「駐車場のご案内」により駐車場を準備しております。係員の誘導に従い駐車をお願いします。なお、駐車台数に限りがありますので、お近くの方は徒歩、公共交通機関等のご利用をお願いします。

出欠報告の送付先
及びお問合せ先

500-8708 岐阜市司町1番地			
岐阜県岐阜振興局福祉課 地域福祉担当			
担当チーフ	安江	取扱主任者	向井
電話	058-264-1111内線242		
ファクス	058-264-2609		
Eメール	c20501@pref.gifu.lg.jp		

岐阜振興局福祉課 向井 宛

【Eメール】 c20501@pref.gifu.lg.jp
【ファクス】 058-264-2609
【郵送】 500-8708 岐阜市司町1番地 岐阜県岐阜振興局福祉課 地域福祉担当

出 欠 票

法人名 _____

記入者 _____

連絡先【電話】 _____

Eメールアドレス _____

1 介護保険指定施設・事業所集団指導に

- 次のとおり出席します。 ※いずれかにチェック又は○をつけてください。
 欠席します。

2 出席者 ※ 各事業所ごとに1名までの出席としてください。

	事業所の名称	指定回	事業所番号	役職名等	氏 名
例	〇〇訪問介護事業所	第1回	2100000000	生活指導員	岐阜 花子
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

◎ 対象事業所及び指導日時

	介護サービスの種類	指導日時	備考
第1回	訪問介護・訪問入浴・訪問看護	11月6日(木) 10:30~12:00	
第2回	通所介護・短期生活・特定施設	11月6日(木) 13:30~15:00	
第3回	福祉用具貸与・福祉用具販売	11月7日(金) 10:30~12:00	
第4回	居宅支援・居宅療養	11月7日(金) 13:30~15:00	

会場の収容人数に限りがありますので、指定の日時にご出席願います。